

復本第838号
保発0403第2号
老発0403第1号
障発0403第7号
令和6年4月3日

都道府県知事
市町村長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

復興庁統括官
(公印省略)
厚生労働省保険局長
(公印省略)
厚生労働省老健局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の減免措置
に対する令和10年度以降の財政支援の取扱いについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等(※1)(以下「避難指示区域等」という。)における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び国民健康保険料(税)・後期高齢者医療の保険料・介護保険料(以下「保険料(税)」という。)の減免措置(以下「特例減免措置」という。)については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについて」(令和4年4月8日付け復本発第680号・保発0408第13号・老発0408第1号・障発0408第5号)において、平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域についての取扱いをお示ししたところである。

当該通知において、平成31年(令和元年)以降に避難指示区域等の指定が解除された地域及び令和4年以降に避難指示区域等の指定が解除される地域(特定復興再生拠点区域を含む。)についても、同様の考え方により特例減免措置の見直しを進めることとしていたが、今般、当該地域に係る特例減免措置に対する財政支援の取扱いについては、令和10年度以降、下記のとおり見直すこととしたため、内容を御了知いただくとともに、都道府県知事におかれては、貴管内保険者、市町村(特別区を含む。)及び関係団体に対する周知につき、特段の御配慮をお願いする。

なお、本内容については、令和 10 年度以降における政府予算案の可決・成立が前提となるため、具体的な財政支援の内容については、追って通知することを申し添える。

記

1. 特例減免措置の見直し対象地域

令和 10 年以降に見直しの対象とするのは、平成 31 年（令和元年）に避難指示区域等の指定が解除された地域及び令和 2 年から令和 5 年までに避難指示区域等の指定が解除された旧特定復興再生拠点区域であること。

また、避難指示区域等の指定が解除されてからの期間をきめ細かく考慮し、以下の①から③までの区分で施行することとしたこと。

なお、帰還困難区域及び特定帰還居住区域の取扱いについては別途検討すること。

	対象の考え方	具体的な福島県内の対象地域
①	平成 31 年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域	・大熊町の一部
②	令和 4 年に避難指示区域等の指定が解除された旧特定復興再生拠点区域 (※2)	・葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部
③	令和 5 年に避難指示区域等の指定が解除された旧特定復興再生拠点区域 (※2、※3)	・浪江町の一部、富岡町の一部及び飯舘村の一部

2. 特例減免措置の見直し内容

(1) 特例減免措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から 10 年程度で終了すること（避難指示解除の日が属する年の翌年 4 月から 10 年間を基本）。

(2) 見直しについては、令和 9 年度までは周知期間とし、令和 10 年度（令和 10 年 4 月）から順次実施すること。具体的には、①から③までの各地域における特例減免措置の見直しが始まる年度（以下「見直し開始年度」という。）は以下のとおりとすること。

	見直し開始年度
①	令和 10 年度
②	令和 13 年度
③	令和 14 年度

(3) 被保険者等の急激な負担増を防ぐ観点から、複数年にかけて段階的に見直すこと

としたこと。具体的には以下ア、イのとおり見直しを実施すること。

ア 被保険者等の保険料（税）額

- ① 見直し開始年度については、被保険者等の保険料（税）額の半額の免除に対して全額の財政支援を実施すること。
- ② 見直し開始年度の次年度以降については、被保険者等の保険料（税）の減免に対する財政支援は行わないこと。

イ 被保険者等の一部負担金及び利用者負担

- ① 見直し開始年度及び見直し開始年度の次年度については、被保険者等の一部負担金及び利用者負担の減免に対する全額の財政支援を実施すること。
- ② 見直し開始年度の次々年度以降については、被保険者等の一部負担金及び利用者負担の減免に対する財政支援は行わないこと。

(※1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

(※2) 令和2年に解除された旧特定復興再生拠点区域の一部（大熊町の一部、双葉町の一部及び富岡町の一部）については、生活環境整備のために駅周辺地域等を先行して解除したものであり、居住を想定したものであることから、特定復興再生拠点区域全体の解除と一体的に取り扱うこととする。

(※3) 令和5年11月末に解除された旧特定復興再生拠点区域の一部（富岡町の一部）については、帰還困難区域とされる小良ヶ浜地区・深谷地区内の墓地や集会所、道路等の一部を解除したものであることから、今回の見直しの対象とはしないこととする。